

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 総務・市民協働部  
 総務課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7  
 株T-Flap

## 目次

### 告 示

- 告示第25号 石川県の一部の地域における宇治市市税に関する  
 申告期限等の指定……………（税務課）…2

### 公 告

- 公告第11号 農用地利用集積等促進計画の認可  
 ……………（農林茶業課）…2
- 公告第12号 農用地利用集積等促進計画の認可  
 ……………（農林茶業課）…2
- 公告第13号 自治功労者等の表彰……………（秘書広報課）…2

### 教 育 委 員 会

- 告示第2号 教育委員会の招集……………3
- 告示第3号 教育委員会の招集……………3

### 選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第22号 投票管理者及び同職務代理者の選任……………3
- 告示第23号 選挙管理委員会の招集……………3
- 告示第24号 直接請求に必要な選挙人の数……………3

### 監 査 委 員

- 公表第4号 定期監査の結果の報告……………4
- 公表第5号 住民監査請求に基づく監査の結果……………4

### 農 業 委 員 会

- 公告第2号 農業委員会定例総会の招集……………6

**告 示**

**宇治市告示第25号**

石川県の一部の地域における宇治市市税に関する申告期限等を指定するについて

宇治市市税条例(昭和51年宇治市条例第1号)第7条第1項に基づき、令和6年能登半島地震により被害を受けた地域における宇治市市税に関する申告期限等の延長について(令和6年宇治市告示第11号)において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所等を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日から令和8年3月31日までの間に到来するものについて、同年5月29日とする。

令和8年3月13日

宇治市長 松村 淳子

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 都道府県 | 指定地域                  |
| 石川県  | 輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町 |

**公 告**

**宇治市公告第11号**

農用地利用集積等促進計画の認可について

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第5項の規定により次のとおり認可したので、同条第7項の規定により公告します。

令和8年2月25日

宇治市長 松村 淳子

1 農用地利用集積等促進計画の概要

(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)

|       |      |                            |
|-------|------|----------------------------|
| 申請年度  | 申請番号 | 権利の設定をする土地                 |
| 令和7年度 | 第17号 | 宇治市横島町北内142<br>宇治市横島町北内143 |

2 認可した日

令和8年2月25日

(揭示済)

**宇治市公告第12号**

農用地利用集積等促進計画の認可について

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第5項の規定により次のとおり認可したので、同条第7項の規定により公告します。

令和8年3月2日

宇治市長 松村 淳子

1 農用地利用集積等促進計画の概要

(賃借権又は使用貸借による権利の設定関係)

|       |      |               |
|-------|------|---------------|
| 申請年度  | 申請番号 | 権利の設定をする土地    |
| 令和7年度 | 第18号 | 宇治市伊勢田町中遊田140 |
| 令和7年度 | 第19号 | 宇治市横島町北内154   |
|       |      | 宇治市横島町門口67    |

|       |      |                             |
|-------|------|-----------------------------|
|       |      | 宇治市横島町門口68                  |
| 令和7年度 | 第20号 | 宇治市横島町東鴨沢74<br>宇治市伊勢田町南遊田69 |

2 認可した日

令和8年3月2日

(揭示済)

**宇治市公告第13号**

自治功労者等の表彰について

宇治市表彰条例(昭和26年宇治市条例第53号)第3条の規定により、令和8年3月1日(市制記念日)に自治功労者及び永年勤続職員として表彰を受けた者の氏名及びその功績を次のとおり公告します。

令和8年3月13日

宇治市長 松村 淳子

1 自治功労者

| 氏名     | 功績   |
|--------|--|
| 服部 正   | 平成27年から現在まで市議会議員として、市政の推進に大きく貢献された。              |
| 今川 美也  | 平成27年から現在まで市議会議員として、市政の推進に大きく貢献された。              |
| 金ヶ崎 秀明 | 平成23年から平成27年、平成31年から現在まで市議会議員として、市政の推進に大きく貢献された。 |
| 岡本 里美  | 平成27年から現在まで市議会議員として、市政の推進に大きく貢献された。              |
| 中村 麻伊子 | 平成27年から現在まで市議会議員として、市政の推進に大きく貢献された。              |
| 山崎 匡   | 平成27年から現在まで市議会議員として、市政の推進に大きく貢献された。              |
| 大河 直幸  | 平成27年から現在まで市議会議員として、市政の推進に大きく貢献された。              |
| 西川 友康  | 平成27年から現在まで市議会議員として、市政の推進に大きく貢献された。              |
| 木本 裕章  | 平成27年から現在まで市議会議員として、市政の推進に大きく貢献された。              |
| 関戸 安夫  | 平成13年から令和6年まで民生委員・児童委員として、地域社会の福祉増進に大きく貢献された。    |

2 永年勤続職員

|        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 青山 希美  | 20年にわたり宇治市職員として、誠実勤勉にその職務に精励された。 |
| 青山 正樹  | 〃                                |
| 安藤 千寿佳 | 〃                                |
| 乾 智治   | 〃                                |
| 井上 尚哉  | 〃                                |
| 上田 敦男  | 〃                                |
| 上田 知恵子 | 〃                                |
| 上野 綾子  | 〃                                |
| 江崎 一博  | 〃                                |
| 大坪 杏里  | 〃                                |
| 岡田 亮平  | 〃                                |
| 小倉 朋子  | 〃                                |
| 角田 真一  | 〃                                |
| 加島 達郎  | 〃                                |
| 可畑 政典  | 〃                                |
| 川瀬 理恵子 | 〃                                |
| 河村 賢明  | 〃                                |
| 岸本 淳一  | 〃                                |

|        |   |
|--------|---|
| 北川 大介  | 〃 |
| 久保 俊   | 〃 |
| 栗田 洋平  | 〃 |
| 齊田 綾   | 〃 |
| 佐々木 卓也 | 〃 |
| 佐々木 翠里 | 〃 |
| 佐藤 勇宏  | 〃 |
| 島本 裕紀子 | 〃 |
| 清水 亨哉  | 〃 |
| 下條 晴彦  | 〃 |
| 辰己 義人  | 〃 |
| 西村 彩子  | 〃 |
| 野口 雅史  | 〃 |
| 林 秀哲   | 〃 |
| 林 梨江   | 〃 |
| 伴野 はるか | 〃 |
| 福田 ゆかり | 〃 |
| 藤岡 ます美 | 〃 |
| 藤本 順子  | 〃 |
| 三宅 志保  | 〃 |
| 森 是孝   | 〃 |
| 森川 克哉  | 〃 |
| 矢野 達比古 | 〃 |
| 山口 朋子  | 〃 |
| 山崎 昌二  | 〃 |
| 山下 孝治  | 〃 |
| 山田 裕之  | 〃 |
| 山村 雄一  | 〃 |
| 吉川 延宏  | 〃 |
| 吉田 淳平  | 〃 |
| 脇本 育子  | 〃 |
| 渡邊 晃庸  | 〃 |

**教育委員会**

**宇治市教育委員会告示第2号**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第1

62号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和8年2月6日

宇治市教育委員会

教育長 木上 晴之

開会日時 令和8年2月9日 午後7時00分

開会場所 宇治市役所生涯学習センター第2ホール

- 付議事項 1 会議録署名委員の指名について
- 2 報告
- 3 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の私有車利用による旅行に関する取扱規程の報告について
- 4 令和8年3月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

(揭示済)

**宇治市教育委員会告示第3号**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和8年2月24日

宇治市教育委員会

教育長 木上 晴之

開会日時 令和8年2月25日 午後8時30分

開会場所 宇治市役所601会議室

- 付議事項 1 会議録署名委員の指名について
- 2 令和8年度宇治市教育の重点を策定するについて
- 3 令和8年3月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について
- 4 教職員を任免するについて

(揭示済)

**選挙管理委員会**

**宇治市選挙管理委員会告示第22号**

投票管理者及び同職務代理者の選任について

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者を次のとおり変更します。

令和8年2月5日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

| 投票区  | 変更前の投票管理者 |    | 変更後の投票管理者 |    |
|------|-----------|----|-----------|----|
|      | 住所        | 氏名 | 住所        | 氏名 |
| 第20区 |           |    |           |    |

(揭示済)

**宇治市選挙管理委員会告示第23号**

選挙管理委員会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第188条の規定により、次のとおり選挙管理委員会を招集します。

令和8年3月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

日時 令和8年3月2日（月） 午前9時～

場所 宇治市役所 選挙管理委員会室

議題 選挙人名簿の定時登録について 他

(揭示済)

**宇治市選挙管理委員会告示第24号**

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に必要な、令和8年3月2日現在の選挙人名簿における選挙人の数を次のとおり定めます。

令和8年3月2日

宇治市選挙管理委員会  
委員長 森居 研治

1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

3,006人

2 地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

50,084人

3 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の6分の1の数

25,042人

(揭示済)

### 監査委員

#### 宇治市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和8年2月27日

宇治市監査委員  
池上 哲朗  
松岡 ゆかり  
真田 敦史

#### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

#### 第2 監査の対象

教育委員会の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

- 生涯学習センター使用料収入状況（生涯学習センター）
- 源氏物語ミュージアム使用料収入状況（博物館管理課）
- 冊子等売却収入状況（博物館管理課）
- 複写機使用料収入状況（中央図書館、東宇治図書館、西宇治図書館）
- 報償費支出状況（公民館、生涯学習センター、博物館管理課）
- 委託料支出状況（生涯学習課、公民館、生涯学習センター、博物館管理課）
- 電子書籍使用料支出状況（中央図書館、東宇治図書館、西宇治図書館）
- 工事請負費支出状況（博物館管理課）
- 補助金支出状況（生涯学習課）
- 備品管理状況（公民館、生涯学習センター、博物館管理課、中央図書館、東宇治図書館、西宇治図書館）

#### 第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

#### 第4 監査の主な実施内容

この監査は、教育部生涯学習課、公民館、生涯学習センター、博物館管理課、中央図書館、東宇治図書館、西宇治図書館における事務事業のうち、主として令和7年4月1日から令和7年10月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれ

の関係諸帳簿、証憑書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

#### 第5 監査の実施場所及び日程

令和7年12月1日から26日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和8年1月27日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

#### 第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、引き続き適正な事務の執行及び管理に努められたい。

記

#### 1 生涯学習課

- (1) 委託料支出状況について適正に処理されていた。
- (2) 補助金支出状況について適正に処理されていた。

#### 2 公民館

- (1) 報償費支出状況について適正に処理されていた。
- (2) 委託料支出状況について適正に処理されていた。
- (3) 備品管理状況について適正に管理されていた。

#### 3 生涯学習センター

- (1) 使用料収入状況について適正に処理されていた。
- (2) 報償費支出状況について適正に処理されていた。
- (3) 委託料支出状況について適正に処理されていた。
- (4) 備品管理状況について適正に管理されていた。

#### 4 博物館管理課

- (1) 源氏物語ミュージアム使用料収入状況について適正に処理されていた。
- (2) 冊子等売却収入状況について適正に処理されていた。
- (3) 報償費支出状況について適正に処理されていた。
- (4) 委託料支出状況について適正に処理されていた。
- (5) 工事請負費支出状況について適正に処理されていた。
- (6) 備品管理状況について適正に管理されていた。

今後も本市における市民文化の発展に寄与するため、より一層魅力ある企画・展示に努め、資料等の有効活用を図られたい。

#### 5 中央図書館、東宇治図書館、西宇治図書館

- (1) 複写機使用料収入状況について西宇治図書館において、入金が遅れが見受けられた。今後は、速やかに入金されるよう事務手続きを改善されたい。
- (2) 図書館資料提供費支出状況について適正に処理されていた。
- (3) 備品管理状況について適正管理されていた。

(揭示済)

#### 宇治市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、住民監査請求に基づく監査を執行したので、別紙のとおり公表します。

令和8年2月27日

宇治市監査委員  
池上 哲朗  
松岡 ゆかり

真田 敦史

## 決定書

## 第1 請求人

住所 (略)  
氏名 (略)  
住所 (略)  
氏名 (略)

## 第2 請求の対象者

宇治市建設部建設総務課

## 第3 請求の要旨

## 1 請求の対象者

宇治市建設部建設総務課

## 2 請求の対象となる怠る事実

市所有地、宇治市榎島町吹前10番3 藤本(写)公図別紙添付  
官地里道と水路 宇治市榎島町吹前11-9の一部 公図別紙添付  
上記場所においてXが無断で(不法行為です)擁壁及び基礎コンクリートの構築を宇治市が黙認している行為

## 3 違法行為の黙認が不当とする理由

Xが対象となる市所有地及び官地に「X所有地」の看板(添付写真)を立て、工事の着工時(2025年8月4日)以降、請求人が宇治市建設部建設総務課に対して、違法行為であることを再三(8月12日、9月5日)申し立てたが黙認し続けている。

## 4 市に生じる損害

市が所有する財産がXの違法と不当により占拠される。

## 5 求める必要な措置

違法及び不当な行為による財産の管理を怠ることは決して許されず、宇治市長に対して、Xに速やかに違法構築物(擁壁及び基礎コンクリート)を撤去させ、原状に戻すように、早急に勧告することを求めます。

なお、本件について陳述を希望しますので、よろしくお願いします。  
(上記要旨はおおむね原文のままである。なお、添付資料の掲載は省略した。)

## 第4 事実を証する書面及び証拠

本件請求には、地方自治法第242条第1項に規定する財務会計上の行為に関する事実を証する書面その他として、現況の地図及び不動産登記記録の写しの添付があった。

## 第5 請求の受理

本件請求は、令和7年12月26日に提起され、地方自治法第242条に定める要件を具備するものとして受理した。

## 第6 監査の執行

## 1 監査の期間

令和8年1月8日から同年2月18日まで

## 2 監査の対象部局

建設部建設総務課

## 3 請求人の陳述及び証拠提出

令和8年1月27日に請求人から陳述を聴取した。請求人から新たな証拠として請求人陳述の補足資料の提出があった。

## 4 関係職員の陳述及び証拠提出

令和8年1月23日に宇治市長から弁明書の提出があった。同年1月27日に関係職員から陳述を聴取した。

## 第7 監査の結果

## 1 主文

本件請求を棄却する。

## 2 理由

## (1) 認定事実

本件請求に関し、次に掲げる事実を認定した。

## ① 宇治市榎島町吹前10番3及び同11番9の一部について

ア 宇治市榎島町吹前10番3については、平成26年4月21日に寄付により宇治市に所有権が移転されている。現況は道路区域外の土地である。

イ 宇治市榎島町吹前11番9については、昭和49年3月28日に宇治市が所有者として保存登記がされている。その一部は市道榎島町78号線として供用されている。

## ② 宇治市建設部建設総務課の対応について

ア 平成30年5月25日にXが、宇治市榎島町吹前10番3、同11番9及び里道の一部(以下まとめて「本件土地」という。)で工事を行っているとの請求人から宇治市建設部建設総務課(以下「担当部局」という。)に連絡がなされた。

同年5月28日に担当部局は擁壁の型枠が設置されていることを確認し、Xに工事を中止するよう指示を行った。

その結果同年8月3日に擁壁の型枠が撤去された。

Xからの売り払いの希望があり、担当部局として隣接土地所有者に境界確定の協力をお願いするも同意が得られず境界は未確定の状態である。

イ 令和7年8月12日に請求人から本件土地に擁壁及び基礎コンクリートが構築されているとの連絡がなされた。

同日、担当部局が現地に赴き擁壁及び基礎コンクリート(以下「本件擁壁等」という。)が設置されていることを確認した。

担当部局は境界確定等について、法務局への相談を行った。

## (2) 監査委員の判断

## ① 監査請求の対象について

住民監査請求は、地方自治法第242条第1項において、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定されている。

請求人は本件土地における本件擁壁等の構築を宇治市が黙認しており財産の管理を怠っていると主張しているため、宇治市の対応が地方自治法第242条第1項の「怠る事実」に該当するか否かを以下検討する。

## ② 宇治市の対応の違法性又は不当性について

最初に公有財産について「違法若しくは不当に財産管理を怠る事実」の該当性については、行政実例により「公有財産を不法に占有されているにもかかわらず何らの是正措置を講じない場合等をいう。」(自治省行政課長通知昭和38年12月19日)と解されていることを踏まえて、検討した。

まず、「不法占有」とは、一般的に第三者が法律上の正当な権原なくして他人の財産を違法に占拠し又は使用している状態と解されることから、「不法占有」の有無及び程度について判断するためには、本来、土地においては境界確定を行い、所有権の範囲を明確にする必要がある。

この点、本件土地は隣接地所有者の同意が得られないため境界が確定していないが、現状の道路、水路の位置などにより、本件擁壁等の一部又は全部が本件土地内にあると推認される。担当部局も同様の認識にあることから、「不法に占有されている」状態であると認定できる。

次に、「何らの是正措置を講じない場合等」に該当するか否かについて検討する。

まず、本件土地において平成30年に擁壁の型枠が設置されていることを確認した担当部局は工事の中止を指示し、その結果、擁壁の型枠が撤去された経緯が存在している。その後、令和7年8月12日、請求人からの通報に基づき担当部局は本件土地に本件擁壁等が設置されていることを確認している。

担当部局としては、道路管理者として道路としての機能及び安全面につき確認し、緊急的な措置を講じる必要性はないと判断した上で、土地整理のための本件土地の境界確定等について法務局との相談にあたり、同時に、解決手法の検討を慎重に行っている状況にあり、何らの是正措置を講じない場合に該当するとは認められない。

したがって、違法又は不当に財産の管理を怠る事実があると認められない。

## ③ 結論

よって、本件請求には理由がないと認め、地方自治法第242条第5項の規定により主文のとおり決定する。

令和8年2月18日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

真田 敦史

(揭示済)

農業委員会**宇治市農業委員会公告第2号**

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第32回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和8年2月24日

宇治市農業委員会  
会長 吉田 利一

開会日時 令和8年3月5日 13時30分

開会場所 宇治市役所 8階 大会議室

- 付議事項
- 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について
  - 2 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
  - 3 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
  - 4 その他

（揭示済）